

会 議 録

会議名 (審議会等名)	平成26年度第1回川西市障がい者自立支援協議会		
事務局 (担当課)	健康福祉部 福祉推進室 障害福祉課 内線(2666)		
開催日時	平成26年11月25日(火)午後1時36分~午後3時30分		
開催場所	消防本部 3階 大会議室		
出席者	委員 (敬称略)	菅原会長、田口副会長、田籠委員、中谷委員、北田委員、三木委員、 蒲原委員、桑野委員、副島委員、平田委員	
	その他	(欠席委員)大槻委員、鮫島委員、秋山委員、植田委員、久保委員 田中委員、井関委員	
	事務局	根津健康福祉部長、岡本福祉推進室長、福丸障害福祉課長、 木山障害福祉課長補佐	
傍聴の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可	傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第	1.開会 2.協議事項 第6次川西市障がい者福祉計画(第4期障がい福祉計画)(素案)について 3.その他 4.閉会		
会議結果	別紙のとおり		

審 議 経 過

(開 会 午後 1 時 3 6 分)

会 長 (開会宣言、委員出欠報告 7 名欠席)

それでは、本日の「協議事項」に移ります。

「第 6 次川西市障がい者福祉計画(第 4 期障がい福祉計画)(素案)について」です。
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、本日ご協議いただきます第 6 次川西市障がい者福祉計画(第 4 期障がい福祉計画)(素案)についてご説明いたします。

資料 1 をご覧ください。今回お送りしました計画の素案は、二つの計画を一体的に策定した計画となっております。具体的に申しますと、障害者基本法第 1 1 条第 3 項に基づいて市町村が定める、市町村の障がい者に関する施策の基本的な計画である「川西市障がい者福祉計画」と、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
いわゆる障害者総合支援法第 8 8 条第 1 項に基づいて定める、障害福祉サービスの提供体制の確保や、その業務の円滑な実施に関する計画である「障がい福祉計画」、この二つの計画を一体的に策定したものとなっております。

それぞれの定めるべき内容等につきましては資料 1 に記載させていただいております。

障がい者福祉計画につきましては、法律上、定めるべき事項は規定されていませんが、障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、国が定める障害者基本計画や、県が定める都道府県障害者計画を基本として、障がい者の実情に応じて市が実施する障がい福祉施策の基本的な事項を定める計画となっております。

また、障がい福祉計画は、法律で定めるべき事項と定めるように努める事項が規定されており、定めるべき事項といたしましては、「障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項」、「各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込み量」、「地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項」が規定されています。また、定めるように努めるべき事項としましては、「指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込み量を確保のための方策」、「指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項」が規定されています。

計画期間ですが、障がい者福祉計画については法律上何年という規定はありません。障がい福祉計画につきましては、厚生労働大臣が定める基本指針において 3 年を 1 期として定めるとされておりまして、平成 1 8 年の障害者自立支援法の施行以来、過去 3 期にわたって策定して参りました。今回、平成 2 7 年度から 2 9 年度までの 3 年間を期間とする第 4 期の障がい福祉計画の策定を進めているところでございます。障がい者福祉計画につきましては、当初、平成 1 0 年度から 5 年間の計画で策定いたしました。障

審 議 経 過

害者自立支援法の施行等もございまして、それ以降は障がい福祉計画とともに3年ごとの計画として定めております。

資料4の目次をご覧ください。今回の計画は第1章から第5章までの5章立てになっております。この全体が先ほどの障害者基本法に基づく障害者計画である「川西市障がい者福祉計画」となっております。このうちの第5章の部分が障害者総合支援法に基づく「第4期障がい福祉計画」といった構成になっております。今回この計画の策定にあたり、この障がい者自立支援協議会を開催していただいておりますのは、障害者総合支援法第8条第8項におきまして、障がい福祉計画を定め又は変更しようとする場合は、あらかじめ自立支援協議会の意見を聞くように努めなければならない旨が平成24年の法改正で規定されましたので、今回お集まりいただき、ご意見をお伺いする機会を設けたところでございます。

それでは、続きまして資料2をご覧ください。去る5月15日付けで厚生労働省社会援護局障害保健福祉部企画課長名で発出された厚生労働大臣が定める基本指針の通知文でございます。全文をお配りしますとかなりページ数がございまして、冒頭の概要を記載した部分のみをお配りさせていただいております。裏面の「告示の趣旨」というところをご覧ください。「今般、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行や直近の障害者施策の動向等を踏まえ、都道府県及び市町村が平成27年度から平成29年度までの第4期障害福祉計画を作成するに当たって都道府県及び市町村が即すべき事項を定めるものである」ということで、この基本指針に即して市町村は計画を定めるという構成になっております。

次に、「主な改正内容」ですが、1点目としまして、「障害者の地域生活の支援のための規定の整備」ということで、「地域における障害者の生活支援のために求められる機能を集約した拠点（地域生活支援拠点）の整備の方向性等を定める」ということ。

また、2点目としまして、「相談支援体制の充実・強化に関する規定の整備」ということで、「計画相談支援の利用者数の増加に向けた更なる体制の整備、地域移行支援及び地域定着支援の体制の整備、協議会における関係者の有機的な連携の必要性等を定める」とされております。ここで言う協議会というのは、本日お集まりいただいております障がい者自立支援協議会のことでございます。また計画相談支援と申しますのは、既にご承知の方もおられるかと思いますが、介護保険制度におけるケアプランのような計画を障害福祉サービスや障害児通所支援をお使いの方についてもつくりまして、そのプランに基づいてサービスを利用していただくという仕組みが、平成24年の障害者総合支援法の施行に伴い導入されております。そういったプランの利用者数を増加させていくための体制を整備するという意味でございます。

同様に、3点目「障害児支援の体制整備に係る規定の整備」ということで、「子ども・子育て支援法に基づき都道府県及び市町村が作成することとなる子ども・子育て支援計画において障害児支援に係る記載がなされる予定であること等を踏まえ、基本指針にお

審 議 経 過

いても障害児支援の提供体制の確保に関する事項を定める」とされておりまして、平成24年の法改正に伴い、これまで都道府県と市町村で別れておりました障害児の通所施設に関する規定が児童福祉法に一元化されまして、支給決定も市町村に一本化されております。そういったことを踏まえまして、今回の計画では障害児通所支援に関する事項についても規定しなさいといったことをしております。

続きまして、4点目「障害福祉計画の作成に係る平成29年度の目標設定」でございます。これは大きく4点ございますが、このうち市町村の計画に関係しますのは「福祉施設入所者の地域生活への移行」、「地域生活支援拠点等の整備」、「福祉施設から一般就労への移行等」です。これらにつきましては、後ほど資料3のところで説明させていただきます。ちなみに、「入院中の精神障害者の地域生活への移行」につきましては、都道府県の障害福祉計画で定められる事項となっております。

最後に次ページの(5)です。「市町村及び都道府県が障害福祉計画に定めるべき事項について調査、分析及び評価を行うことに関する規定の整備」ということで、この計画では目標等を定めるわけですが、そういった計画に規定した内容については少なくとも年に1回は実績を把握して、関連施策の動向も踏まえながら分析評価を行い、必要に応じて計画の見直しをするということを計画に盛り込みなさいという内容になっております。以上が、市町村が障がい福祉計画を定めるにあたって則すべき事項として厚生労働大臣が定める基本指針の主な内容となっております。

それでは、今回策定しようとしております計画の素案の内容につきましてご説明いたします。まず資料3をご覧ください。1番目、この計画の「基本理念」につきましては従来の計画同様、「障がい者一人ひとりの誇りあるまちづくり」という理念を継承したいと考えております。2番目の計画期間については、先ほど述べましたように平成27年度から29年度までの3か年を予定しております。

続きまして3点目、主な施策でございます。資料4の計画素案では第3章と第4章にあたりますけれども、計画素案の37ページをご覧ください。第3章「計画の基本的な考え方」ということで、先ほど申しました「障がい者一人ひとりの誇りあるまちづくり」という基本理念に基づきまして、基本目標として三つの目標を掲げております。1点目として「適切なサービスの提供による生活の基盤づくり」、2点目として「障がい者の社会参画の促進と生きがいづくり」、3点目として「ともに支え合う地域づくり」、この三つの目標を掲げておりまして、次の38ページから40ページにかけて、それぞれの基本目標ごとに具体的な施策を展開していくという構成になっております。こちらに体系図を書かせていただいております。例えば38ページの基本目標1の中の「1.生活支援施策の充実」につきましては、「(1)在宅支援サービスの充実」から「(4)経済的支援策の推進」まで四つに分類して施策を展開することにしておりまして、どんな施策を展開するかにつきましては、ページが変わって41ページの方に「今後の推進方策」ということで、それぞれの基本目標ごとに施策を分類しまして、今後市が実施して

審 議 経 過

いく具体的な施策を掲げております。計画書はそのような構成となっております。

施策は全体で130施策ございます。すべてを説明させていただくのは時間の制約もございますので、主なもののみ説明させていただきます。

資料3の「3. 主な施策」の中の「基本目標1」をご覧ください。こちらでは三つの施策を掲げております。1点目は「共同生活援助事業の実施」でございます。こちらは以前の計画からの継続施策になっております。共同生活援助と申しますのはわかりやすく言いますと「グループホーム」のことございまして、グループホームで生活する障がいのある人に日常生活における援助等を行い自立生活を助長する。また、補助制度の実施などによりグループホームの供給拡大を図ることとしております。後ほど基本指針に基づく成果目標のところでもご説明しますが、国では施設に入所している方にできるだけ退所していただいて、地域で生活していただくという大きな方針を示しております。また、今現在親御さんのもとで暮らしていらっしゃる方も、親御さんの高齢化等により、介護が難しくなるということも実際に出てきておりますし、今後そういったことが増えると予想されます。そういった意味で地域で生活していただく場としてはグループホームが非常に大きな役割を果たすこととなりますので、今後グループホームの供給を拡大していく必要があるということで、現在、金額としてはわずかですが、賃貸住宅を借り上げてグループホームを開設するといった場合に、敷金、礼金相当額や、冷蔵庫やテレビ、エアコンといった備品を購入するための費用について県と共同で補助制度を設けておりますが、そういった事業を活用しながらグループホームの供給拡大を図っていきたいと考えております。

続きまして2点目、「法人後見に対する支援の検討」でございます。これは、この計画からの新規施策となっております。内容としましては法人後見を実施するための体制整備や後見等の業務を行う法人に対する支援のあり方についての検討を進めるということになっております。現在は後見人を受任していただく方は家族や親族が多くなっており、そういった方がおられない場合は弁護士や司法書士など法律に携わる職業の方が受任されるケースが多い現状がございますが、成年後見制度の普及を進めていくためには、やはり後見人を受任していただく方の裾野を広げていく必要があります。現在、社会福祉協議会で「成年後見支援センター」を設置していただきまして、そちらで「市民後見人」の養成をしていただいております。一般の市民の方、血縁関係のない方に後見人を受任していただくという市民後見人を養成しておりますけれども、それと併せて法人として後見を受任していただくことができる法人を確保していく必要があるだろうと考えております。そういった法人に対してどういった支援ができるのかを検討していきたいと思っております。

続きまして「障害者差別解消法への対応」でございます。こちらも新規施策でございます。平成28年4月1日に障害者差別解消法という法律が施行されることになっております。法律の方は昨年度制定されておりまして、全面施行されるのが平成28年4月

審 議 経 過

1日となっております。この法律では、障がい者を理由とした不当な差別的取扱いの禁止であるとか、障がい者への合理的配慮の提供といったことが規定されておりまして、不当な差別的取扱いの禁止というのは何人も禁止ですが、障がい者への合理的配慮の提供につきましては、行政機関は義務付け、民間の事業者に対しては努力義務といった内容になっております。こういった法律の施行を見据え、市として、行政として対応すべき方針を検討していくという内容になっております。

続きまして、「基本目標2 障がい者の社会参画の促進と生きがいづくり」でございます。こちらでは主なものとして2点掲げております。

まず1点目「保育所等訪問支援の実施」ということで、こちらも新規施策ですが、児童福祉法の改正に伴い新たに規定された事業です。具体的に申しますと、保育所や幼稚園、小学校等を現在利用中の障がい児、または今後利用する予定の障がい児が、保育所等での集団生活に適應するための専門的な支援を必要とする場合に、障がい児施設で指導経験のある保育士等が当該保育所等を訪問し、障がい児本人や保育所等の職員に対して専門的な支援等を行うといった内容になっております。障がいのあるお子さんで一般の小学校の普通学級や一般の保育所に通っているお子さんに対しまして、療育の専門知識を持った職員が保育所や小学校を訪問し、その障がいのあるお子さん本人のほか保育士や学校の先生に対して、お子さんがクラスでの集団生活に適應するために必要な支援を行うという内容になっております。この事業については、川西市では川西さくら園で実施する予定です。

2点目としまして「サポートファイルの活用」でございます。こちらも新規の施策です。障がいをお持ちのお子さんが年齢を重ねて成長するに従いまして、支援を行う機関が代わってまいります。そういったかわりを持つ機関が代わっていきましても一貫した、継続した支援を行うことができるよう、障がいのあるお子さんの成育歴や、これまでかかってきた支援機関からどのような支援を受けてこられたかといった情報を取りまとめたファイルを作りまして、それをご本人あるいはご家族にお持ちいただき、それを参照することでスムーズに支援を引き継いでいくことができるようにすることを目的としまして、ファイルの様式を市で作成し、広く皆さんにご利用いただくという内容の施策になっております。

続きまして、次ページの「基本目標3」では主に三つの施策を掲げております。

まず1点目としまして、「障がい者（児）緊急時事前登録制度の検討」でございます。こちらも新規の施策でございます。主に知的障がいのある方が行方不明になった場合に、迅速な捜索開始や早期発見に役立てるため、事前に個人情報登録しておき、万一戻れない場合に、地域の民生委員さんや福祉委員さんなどに登録された個人情報を提供するという制度を導入できないかという検討をしたいと思っております。こういった制度は、すでに認知症の高齢者の方を対象とした「徘徊SOS」といった制度がありますが、イメージとしましてはそういった仕組みと同じようなものを障がいの分野でも立ち

審 議 経 過

上げることができないかということです。こういった範囲の方を登録の対象とするか、あるいは個人情報はどこで預かるのかといったことを具体的に検討していきたいと思っております。こういった検討は、この自立支援協議会で行っていただければ一番適切ではないかと事務局では考えております。こういったことも来年度から始めていきたいと思っております。

2点目、こちらも障害者差別解消法の関係ですけれども「障害者差別解消法に関する民間事業者への周知」ということで、先ほども申しましたが、民間事業者につきましても合理的配慮の提供ということが努力義務として定められておりますので、そういった法律の趣旨等について民間の事業者さんに周知していくという内容となっております。ちなみに、この法律は個人は対象としておりませんので、個人の思想信条に何らかの制約を加えるというものではありません。企業であるとか商店であるとか、事業者に対しての周知ということになってまいります。

それから3点目「地域における居場所づくりへの支援」です。こちらは前回の計画からの継続施策です。地域において障がい者（児）と地域の様々な方たちが集い交流することができる場所を設置、運営する者に対し、その経費の一部を補助するという内容となっております。今回の計画策定にあたり、障がいのある方に対してアンケート調査を実施しておりますが、そのなかでも、地域との交流を増やしていきたいと思っていられる方が過半数となっております。「地域との交流を進めていくうえで望むこと」という内容でも、「参加しやすい地域活動を増やしてほしい」や、「地域活動に関する情報をもっと発信してほしい」というお答えがそれぞれ3割程度ございます。また、「ボランティアを充実させてほしい」というご要望もございまして、そういった意味で居場所づくりに対する支援は今後とも進めていく必要があると考えているところであり、これも補助金額としてはそれほど大きな額ではありませんが、こういった交流することができる場所を運営していくために必要となる家賃や光熱水費、携わっていただくボランティアさんに対する謝礼などにお使いいただくための補助制度を26年度から実施しており、こういった補助制度を利用した居場所を市内で増やしていきたいと考えております。一部ではありますが、以上が新規施策を中心とした今回の計画で定めております施策の内容でございます。

続きまして4番目「第4期障がい福祉計画における成果目標」についてご説明いたします。こちらは、先ほど資料2でご説明しました厚生労働大臣の定める基本指針に則して市が定める3年間の目標値となっております。

まず1点目としましては、「福祉施設入所者の地域生活への移行」に関する目標です。この目標につきましては二つの数値目標から構成されておまして、まず1点目は「地域生活移行者数」に関する目標です。具体的には「障がい者福祉施設に入所している者が、平成27年度から平成29年度までの間に、当該施設を退所しグループホームや一般住宅などに移行する人数について、平成25年度末時点における施設入所者の12%

審 議 経 過

以上となることを目標とする」という内容になっております。基準値となる平成25年度末時点での川西市の施設入所者数 川西市民で施設に入所しておられる方は113人おられます。目標値といたしましては、12%以上とありますので、14人以上の方に施設を退所していただいて、グループホームなり地域生活に移行していただくという目標値になっております。

二つ目は「施設入所者の削減数」でございます。「平成29年度末時点での施設入所者数を平成25年度末の入所数から4%以上削減させることを目標とする」という内容になっておりまして、先ほど14名に退所していただくと申し上げましたが、退所される方がおられれば新たに入所される方もおられますので、退所する方と入所する方との差し引きで入所者の総数を減らすという目標になっておりまして、基準値は同様に25年度末時点の113人で、その4%以上を削減するというので、4%相当は5人になりますので、3年後に113人から5人減らして108人にするという目標になっております。これらが地域生活への移行に関する目標値となっております。

次に、2点目の「地域生活支援拠点等の整備」に関する目標です。これはこの計画から新たに掲げることとなった目標で、「地域の障がい者の生活支援のために求められる機能を集約し、グループホームや障がい者支援施設に付加した拠点または複数の機関が分担してこれらの機能を担う体制を平成29年度末までに本市または阪神北障害保健福祉圏域の区域内において1か所整備することを目標とする」という内容になっております。川西市には入所施設はありませんので、グループホームということになりますが、既存のグループホームを核として、そこに障がい者のデイサービスやショートステイ、あるいはケアプランを作る相談支援事業所など、障がい者が地域で生活していくために必要となる支援機能を集約した場所を1か所、川西市内または阪神北障害保健福祉圏域 阪神北障害保健福祉圏域というのは、阪神北県民局の管内と同じ範囲で4市1町の範囲内に1か所整備するという目標となっております。

次のページをご覧ください。最後に3点目の目標で、「福祉施設から一般就労への移行等」に関する目標値で、こちらは三つの数値目標から構成されています。

まず一つ目としまして「一般就労移行者数に関する目標値」で、これは前回の計画から継続の目標値となっております。「障がい者福祉施設の利用者のうち、就労支援事業等を通じて平成29年度中に一般就労に移行する人数を、平成24年度実績の2倍以上とすることを目標とする」ということで、基準値になりますのは平成24年度に一般就労した方の人数ということで、川西市の場合は7の方が平成24年度の1年間に一般企業等に就職されていらっしゃいます。これを29年度に2倍にするということですので、14の方に一般企業等に就職していただくということが目標となっております。

それから二つ目、「就労移行支援事業の利用者数」に関する目標値です。これはこの計画からの新たな目標値となっております。一般就労を進めていくためには就労移行支援事業が果たす役割が非常に大きくなってまいりますので、就労移行支援事業を利用する

審 議 経 過

人数を増やしていくということを目標値として定めることとなったもので、平成25年度末における利用者数の6割以上増加するという目標値を定めるよう国は言っておりまして、川西市に置き換えますと、平成25年度末時点での利用者数が9人ですので、その6割以上を増やすためには、平成29年度末時点で15人の方に就労支援事業を利用させていただく必要があるといった目標値になっております。

最後に三つ目、「就労移行支援を行う事業所ごとの就労移行率」に関する目標値です。これも今回の計画からの新たな目標となっております、実際に就労移行支援を行っている事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所が占める割合を平成29年度末時点で全体の5割以上とすることを目標とするという内容となっております。就労移行支援を行っている事業所は川西市には2か所ございます。ハピネス川西作業所とむぎのめ作業所の2か所なんですけれども、この2か所のうち、全体の5割以上 すなわち、いずれか1か所が利用者の3割以上は一般就労の実績を上げてくださいという目標になります。つまり事業所に対する目標という言い方もできるかと思うんですが、それぞれの事業所で利用者が10人いらっしゃれば3人以上が就職に結びつくよう支援してください、それが全事業所の半分以上になるようにしてくださいという目標値になっております。

以上が平成27年度から平成29年度までを計画期間とする第6次川西市障がい者福祉計画（第4期障がい福祉計画）の主な内容となっております。非常に多岐にわたる内容でございますが、よろしくご協議くださいますようお願いいたします。

会 長 説明は終わりました。それでは計画の素案についての皆さまのご意見、ご質問等をお受けしたいと思っております。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委 員 「障害者差別解消法への対応」ですが、他にも出てくるんですけど「不当な差別的取扱い」という言葉がたくさん出てくると思うんです。これは障がいを理由とした差別という意味だとは思んですけど、これは、こういう言葉を使うものなんですか。なにか行政的というか。

事務局 これは法律の中で用いられている表現です。

委 員 そうだとは思ったんですけど、それは当たり前のことだと思うんですよ。それをこういった言葉を使うわけですね。

事務局 具体的にどういったことが不当な差別的取扱いかということですが、国が例示していますのは、障がいがあることを理由としてサービスの提供やお店に入ることを拒否するといったことを挙げています。また合理的配慮の方は、例えば耳の不自由な人に対して筆談をすとか、あるいは目の不自由な人には読み上げてあげる、車椅子を利用されている人のために段差を解消する、目の不自由な人にとって、ホームページのコントラストがはっきりしていないために見づらい場合に、見やすいように色合いを改良するといったことが合理的配慮の提供ということで、法律では明確に使い分けをしてお

審 議 経 過

ります。

委 員 次のページに「民間事業者への周知」がでてきますよね。周知するときには具体的な例を挙げるか、もう少し行政用語的でないようにしないと、あやふやになるのではないかという気がするんですね。

事務局 国は、差別の定義をしないことについて、「個別の事案において特定の行為が差別に該当するか否かは、それぞれの事案に応じて個別、具体的に判断されるものであり、この法律では障害を理由とする差別について、あらかじめ一律に定めることはしていない。今後この法律に基づく対応要領や対応指針において具体的事例等を示すとともに、この法律の施行後、具体的な相談事例や裁判例を積み上げていく中で、具体的にどのような行為が差別にあたり得るかについて国民の間で認識の共有が図られるよう努めていくこととしている」と説明しています。確かにその通りだと思っており、どのような障がいによっても状況は変わってきますので、一律にこれが差別に当たるということすべて例示するのは極めて難しいと考えております。

委 員 今回のこと、お店屋さんに行ったときに差別とかあるかと思うんですね。そういう時にそういう行為があったということはどこに訴えるんですかね。それかお店の方に、こういうことはしたらいけませんよと、そういうものがあるのかどうか。

事務局 禁止されている差別行為であれば、民間事業者が行っている事業を担当する官庁が助言、指導、勧告を行うことができるということになっております。ただ、逆に言いますと、先ほど合理的配慮の提供と申しましたが、理由があれば来店を拒むこともできないわけではないんです。事例として正しいかどうかはわかりませんが、合理的配慮の「合理的」というのは、例えばお店にとってその障がいのある方にサービスを提供するために行わなければならない措置が過重な負担にならない程度のときはそういう配慮をしなければならないという意味です。従いまして、先ほど段差解消の例を申し上げましたが、段差解消をするために相当の費用的な負担がかかるということであれば、しないといけないということではないんです。ただ、解消はしなくてもいいけれども、例えば店員さんが出てきて車椅子を持ち上げてあげればお店に入れるということであれば、そういうお手伝いはするように努めなければいけませんよ、というのが合理的配慮ということになります。そういったことですので、差別的取扱いとなるのはハードルが高いのではないかと考えております。

委 員 どこでこれが差別ですという線引きというのかな、ある人にとってはこれは差別になるけれども、違う人にとっては差別にならないという、考え方の違いがあると思うんです。これは大きな差別になるんじゃないかなと思っているのは、あるグループホームを借家で借りています。その借家がどうしても古くなりましたから、替わらないといけない。その借家自体も本当だったら、先ほど行政の方が借家を借りてでもグループホームを次から次ってことになるけど、それも一つの問題でね、次に借りるところがあるかどうかというのも大きな問題で、借家ばかり借りてても、次に借りるところが

審 議 経 過

なかったら替わるわけにもいかないし、家主さんはオーケーでも、地域の人や他の者がそんなところにホームをつくらないでほしいと反対するというのが、現実に今回あったんですね。それは大きな差別になるんじゃないかなと思うんですよね。というのは、今は、やはり民間の方、地域の方でもハンデを持っている人を差別して、「この人はこの辺に住んだらアカン」とかそういうことをしたらいけないのに、そういう自分の家の近くにグループホームを作らないでほしいということになってきたら これは、民間の、普通の家庭の人、皆さんが言うておられるというんじゃないで、これは完全にちゃんと言えるかどうか分からないけど、議員さんを使ったりいろんなことで、自分の近くには作らないでほしいとなってきたときに、借家で次のところで借りてやっていけるかといったら出来ないですよ。これは大きな差別になっていくといったときに、どういうように解消していったらいいのかというところで、今すごく頭を悩ませております。

それともう一点、次から次へとグループホームを作るには借家もありということですが、借家であれば、古くなれば出ないといけない。住んでいる人は、やはりそこが永住の場であるということであれば、その場所から変わりたくないとなったら、なるべく借家でなく、行政と事業主が手を組んで建設するとか、借り上げるという方向性でいった方が、将来的に利用者とそのご家族は、借家だといつかは出ないといけないという不安ですごく大変じゃないかなと思うんですけど、そういうことは、29年度までの間で行政はどのように考えていらっしゃるのかお聞きしたいです。

事務局 まず1点目の方ですが、先ほど説明の中でも申し上げましたが、個人の思想信条まではこの法律の対象にはしていないということが1点ございます。従いまして、近隣の方の反対があったとしても、その反対する行為そのものを法律で制限することはできないということになります。ご理解いただくように市の方も協力させていただきますので、納得していただけるようお願いするしかないということになります。

それから2点目の・・・。

委員 すいません。お願いするのにあたり・・・。

事務局 お願いするというか、逆にいうと、お願いするんですが、グループホームの開設に近隣の許可がいるわけではないので、グループホームを作ることに反しては反対があっても何ら支障はありません。極端に言えば、そういうことです。ただ、それではそこで気持ちよく暮らしていくことはできませんから・・・。

委員 周囲からの反発があれば、利用者が一番困るわけでしょう。それと、借家であれば、家主さんの許可を得ていても、周囲が反対になってくれば家主さんも辞めますわってなりますよね。それが現実としてあるので、そういったところは行政も一緒に関与していただくというのはどうなんですか。

事務局 あくまでも主体となっただくのは事業所を開設しようとしている法人になりますが、例えば法人の主催で地域に説明会をされるという場合に、市もそこに参加するという事は可能だと思います。

審 議 経 過

委 員 ぜひともしようしていただいた方が、地域の方も行政が間に入ってやっていく
と言えば安心なさるのでいいのではないのでしょうか。今回そういったことがあって本当
に痛感しました。

事務局 2点目ですが、借りるだけでは不安定だということですが、先ほど地域生活
支援拠点の説明をさせていただきましたけれども、地域生活支援拠点をつくるために新
たにグループホームを立ち上げるという場合に、国の社会福祉施設整備補助金を優先的
に採択するという方針を、今月初旬に国が示しておりますので、国の補助金を使いなが
ら自ら施設を整備してグループホームを開設したいという法人があれば、補助金を採択
していただけるように市としましても努力して参りたいと考えております。

委 員 もう一点、先ほど、デイサービスとか短期入所とか相談支援の事業を兼ねた
ものを阪神間に1カ所、29年度までにつくらないといけないという説明がありました
が、川西市としては市内につくりたいのか、それとも他の市町でもいいのかというの
はどうお考えですか。

事務局 市内につくりたいと思っておりますけれども、市が自ら建物を整備するとい
うことは今のところ考えておりません。

会 長 それでは今の質問に関連して、私の方から整理をするという意味で、条例化
と予算化、国の法律と市の方針、これらはこれからどういう作業になりますか。

事務局 グループホームについては、すでに障害者総合支援法という法律に基づいて
事業を実施しておりますので、新たに条例を制定する必要はありません。事業所を設置
するにあたっては都道府県知事の指定を受けていただくということで、民間のNPO法
人や社会福祉法人が運営の主な担い手になるかと思いますが、そういった法人が都道府
県知事の指定を受けて開設するということになります。この地域生活支援拠点につま
ましても同様で、既存のグループホームに生活介護であったり短期入所であったり、場
合によっては就労継続支援も含まれるかもしれませんが、そういう日中活動に係るサー
ビスの指定を受けていただいて、1カ所でそういったサービスを一元的に提供していただ
くということになります。したがって、特段新しい仕組みがいるというものではありません。
あくまで既存の制度の組み合わせということになりますので、市の方で新たに法的
な整備をしないといけないということはないと考えております。

会 長 それでは目標達成のための手段はどうされますか。

事務局 手段につきましては、例えばグループホームの目標値を定めていますが、ど
うやって整備するんだということですが、計画書にも書いておりますが、補助金など
を使ってインセンティブを設けて参入を促していくというのが方策になるかと思
います。

福祉の制度全般に言えることですが、行政機関が自ら施設を作り、自ら運営してサー
ビスを提供するという事は、今後はないものと思っております。基本的には民間の法
人に事業をしていただき、その費用を公的な費用負担の制度に基づいて、国、県、市で
分担して負担していく、利用者も一定の自己負担をしていただくということでこの制度

審 議 経 過

を運営していくというのが基本的な枠組みとなっております。従いまして、どうやって供給を増やしていくかということについては、民間の事業者がそういった事業を始めていただけるきっかけになるようなものを、市として何が提供できるかということになってこようかと思っております。今のところ、グループホームでいえば、新たに賃貸の建物を借りて開設しようとする場合に必要となる初期経費に対する補助をやっていくということを考えております。

会 長 民間がこの制度を利用して参入しやすい条件をつくるというのは助成金でするしかないんですね。PRでやりなさいと言ってもなかなかやらないから、いかにやる気を起こすかというのはやっぱり助成金ですか。

事務局 そういうこともあるかと思えますし、個別に法人に働きかけていくということも方法としてはあるかもしれません。

会 長 啓発活動と両方でいくということですね。

他にありませんか。

委 員 51ページに「成年後見支援センターの設置」とありますね。これはすでに「かけはし」が出来ているのでいいんですが。次の52ページの方に、これからの啓発だとか制度の利用支援、これもまあ「かけはし」が担っていると思えますが、次の「法人後見に対する支援の検討【新規】」とありますね。この「法人に対する支援のあり方について検討を進める」とありますが、具体的にはどんなことを検討するのでしょうか。

事務局 これも国の補助制度がありまして、「地域生活支援事業費補助金」という補助金のメニューで法人後見の支援というものがありまして、具体的には、新たに法人後見をしようと考えている法人に対して、職員研修にかかる費用に対する補助、あるいは難しい案件が持ち込まれたときに弁護士等に相談するといった時の、一種の顧問的な立場の方を確保するために必要な費用に対する補助、あくまで例示ですが、そういったものが国の補助金のメニューとして挙げられておりまして、そういうものを活用して市内で法人後見をしていただけるような支援をしていきたいと考えております。どのような支援の制度をつくっていくかというのが課題となっております。それをこの自立支援協議会の中でご協議いただいて、そういう制度を立ち上げていきたいと思っております。

委 員 現実にですね、今「成年後見センター川西」というのが、グリーンハイツを中心にやっていますが、ここのところ、具体的にどのようなご支援を、弁護士だとかそういった時も、そりゃまあ今でもそういうふうにはなっていると思えますが、そういうことではなくて、もう少し具体的に、例えば受任に関してこんなお手伝いをするとか、例えば権利擁護については市や社協の方でやる。それについて任意後見に移行した方がいいという場合に積極的にそういうことをおやりになるのか、もう権利擁護は権利擁護で社協がずっとやるのか、もうちょっとそこら辺のですね、「かけはし」と「成年後見センター川西」との連携といったことについて、何かお考えはありますか。

事務局 今ご質問いただきました内容につきましては、川西市における成年後見制度

審 議 経 過

をどのように普及していくかといった大きな話になるかと思いますが、そういったことにつきましては成年後見制度の協議会が設けられておりますので、そういった場で「かけはし」との役割分担なども含めてご協議させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

委 員　　もう一点あるのですが、66ページに「地域における居場所づくりへの支援」と書いてありますね。これは「その経費の一部を補助する」とあるんですが、今年度の実績といいますか、何件くらいやってどのくらいの金額の経費負担を現状でされているのかお聞かせください。

事務局　　平成26年度から新たにこの補助制度を設けているのですが、実際に補助しているのは栄町での1か所だけでございます。今後、中部や北部にも広げていきたいと考えております。補助金額は50万円です。

委 員　　来年度はもっと、何か所とか、1件の金額は大体そんなものですか。

事務局　　予算額は1件当たり50万円と考えております。開設の日数や時間、そこでやっていただきたい事業などいくつか条件を定めております。その条件をクリアしていただけたところにあくまで障がい者の居場所ですので、高齢者の居場所はあちこちにあると思いますが、その明確な役割分担は難しいと思いますが、あくまでも主として障がいのある人の居場所という位置づけでやっていただきたいと思っておりますので、既存の高齢者の居場所づくりをやっているところの補助をこちらに付け替えてということとはできないと考えております。

委 員　　ということは、障がい者の居場所はやるけれども、例えば認知症カフェというものがありますね。認知症は障がい者の範疇には入らないんですね。

事務局　　認知症も精神障害の手帳を取得できることもありますが、65歳以上の高齢者については高齢者施策で担当するのが基本的な考え方ですので、認知症の部分については、障がい福祉施策で担うのは適さないのではないかと考えております。

委 員　　関連しましてね、認知症の方だけでなく、障がい者というか、ホスピスというのがありますね、末期がんの患者だとか、川西病院にも21床程ベッドがありますね。第二協立病院にもホスピスがありますけども、そうじゃなくて、病院の方でこの方は治療しようがないということで自宅に帰ってください、そんな方が本当に自宅で過ごせるのか。高齢者も、ひょっとしたらあと1か月とか、あと半年とかいう方が自宅に帰されるが、そういった方を自宅で面倒が見れない。ホスピスは本人が嫌だと言う、自宅におりたい、しかし自宅では現実に介護ができない。そういう方に対して、宮崎市では「かあさんの家」というホームホスピスというのをやっていますね。ああいうホームホスピスみたいなものを、言ってみれば数人のグループホームです。民間の家を借り上げてそこをそういうふうな運用をしていると、在宅の場合ですね。近所ですから家族はしょっちゅうそこへ行ける。そういうホスピタルホスピスではなくホームホスピスみたいなものをグループホームとして扱われるというのは、ここで今言われていたグループ

審 議 経 過

ホームに入るのか、またはそれは別なのか、いかがでしょうか。

事務局 全く別でございます。それも高齢者施策の分野かと思いますので、障がい福祉の取り扱う分野ではないと考えています。

委員 すると長寿・介護保険課の扱いであると。

事務局 同様の計画をあちらも立てておりますので、そちらの範疇だと思われます。

委員 「福祉施設から一般就労への移行等」の中に、基準値や目標値という数字が出てきているんですけど、例えば、資料3の最後のページの一般就労移行者数。この分母がわからないんですね、「障がい者福祉施設利用者のうち」という。平成24年度に一般就労した人数が7人ということなんですけど、一体何人のうちの7人なのか。

事務局 「障がい者福祉施設利用者」というのは障害福祉サービスを利用している人という意味ですが、「就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人数」という定義ですので、このうち、就労移行支援、就労継続支援、自立訓練、生活介護を利用している人が対象となります。具体的には、計画書の75ページに「サービスの見込み量(1か月あたり)」という表がございますが、24年度実績のところをごらんください。生活介護を利用している方が267名、自立訓練を利用している方が機能訓練と生活訓練を合わせて6名、就労移行支援が18名、就労継続支援はA型が7名、B型が162名ですので、これをすべて足しあわせた460名が分母ということになります。しかし、そもそも就労できる状態の方とそうでない方がいらっしゃると思いますので、全てを分母と考えるのは難しい面があるように思っております。

会長 新規事業がいくつかありますが、これらについては新年度に予算化されるんですか。

事務局 予算化が必要なものにつきましては予算要求しております。予算化が必要なものは、共同生活援助事業の補助金の部分、保育所等訪問支援の事業費、サポートファイルの作成経費、居場所づくり支援の補助金などではないかと思いますが、今申し上げた内容については予算要求を行っております。

会長 予算とか条例であれば、我々市民としましてもお願いしやすいのですが、そうでない場合は、職員さんのご努力ということになってくると。非常にお願ひしにくいというか、効果が上がりにくいということもあり得るかと思うんですけど、その辺は大丈夫でしょうか。

事務局 例えば、障害者差別解消法への対応などについては、今後どのように対応していくかといったことをこれから検討していくという内容になりますので、まだ予算には反映できていません。検討の結果、予算化の必要なものがあれば、次年度以降に予算要求していくことになってまいります。法人後見につきましても、支援の方法が固まっておりますので来年度の予算化はしておりません。次年度以降に必要なに応じて予算要求をしていくこととなります。

委員 今、総合支援計画を立てていただくところが、社協の中の1か所ですよ。

審 議 経 過

川西市の中でこういう計画を立てないといけない、国としてはちゃんと決まっているのに、まだ1か所しかないというところで、職員の方も一生懸命、夜遅くまでなさっていると思いますが、現状として、それでいいのかということをお教えいただきたい。支援計画を立てないといけない人が多いのに、まだ、昔と同じで1か所しかないという。

事務局　ご質問いただいているのは、計画相談支援の関係で、相談支援事業が1か所しかないというご指摘かと思うのですが、正確に言いますと、ふれあいプラザにあります「障がい児（者）地域生活・就業支援センター」で、基本的には18歳以上の方の計画作成をやっていただき、18歳未満のお子様の計画作成については、今は同じふれあいプラザの中にありますが、「川西さくら園」でやっていただくということで、年齢で分けていますが、一応事業所は2か所となっております。

私どもとしてもこれで十分だと思っておりますので、市内で複数の運営主体の異なる相談支援事業所があるのが望ましいとは思っておりますが、具体的に市内の法人に開設のお願いをさせていただいたりということもしていますが、すぐに相談支援事業所が増えるという見通しは立っていないのが現状です。そういうこともありまして、支援センターとさくら園の相談支援に従事していただく方の人数を、今年度から順次増員させていただいております。7名ほど増やしておりますので、当面、新しい事業所が参入されるまでは、支援センターとさくら園の2か所でやっていきたいと思っております。

委員　それで順当に回っているというお考えでしょうか。今おっしゃったように増員だけでいいのかということと、やはり29年度に向けてもう1カ所ということを実施の中に織り込んで、もう1カ所はつくるという方向でいくのか、それとも事業所さんが出てきたらやってもらうけども、そうでなかったら増員するだけでオーケーということか。

委員　今1か所でやらせていただいているんですが、他市を見ると少なくとも3カ所、もっとあるところもありますね。二ケタに乗っているところもありまして、そういう事業を展開されているんですけど、一番のデメリットというのは利用者さんに選択肢がないということが、やっぱりよくないと思います。相談員も人間ですから、それぞれ相性もありまして、我々も一生懸命やるんですが、利用者さんと必ずしもうまくいく場合ばかりではない。そういった場合に複数の事業所があれば選択できる、比べていただくこともできますし、それぞれ切磋琢磨してやっていけるという部分では、環境的には1か所しかないのはおかしいのかなという思いはしています。

実際の実務なんですけど、やっぱり1か所でやっていくのは、国の制度どおりにやっっていこうと思ったら、かなり無理があるという実感を持っています。例えば、担当者会議の開催であるとか、そういったものもある程度制限されているところもあります。必要なものは必ずやっているんですけど、ちょっと難しいなど。人数が増えて若干それぞれの負担は軽くなっています。

会長　他にございませんか。よろしいですか。

審 議 経 過

それでは、私の方から全体を通して、これだけの膨大な計画をつくっていただいて、従来より、職員等の負担増となるんじゃないかという気がしますが、その辺の対応はうまくいくんですか。

事務局 非常に私の立場からはお答えしづらい部分があるんですが、仕事が減ることではない内容になっております。人員の増員は毎年要求しているのですが、なかなか市全体として職員数を減らしていくという大きな方向性がありますので、要望はしていますが来年度も増えないということになっておりまして、非常に大変な状況ではあるんですけども、引き続き、市民の方にご迷惑をおかけしないように、人員の増員を含めて体制の整備に努めていきたいと思っております。

会 長 私自身は、これは国の方針とか県 特に川西市の市長さんの方針に沿って、非常によくできた計画だと思えます。ただ、よくできているけど、どのように実際にするのかというのが、かなり欲張って詰め込んであるので、頑張ってもらわないといかななという気がしています。

事務局 確実にこうするというのには申し上げられないのですが、障がい者福祉に携わる様々な関係者の方と力を合わせながら推進していきたいと。すべてを一気に推し進めるのはなかなか難しいなという感じはいたしておりますので、3年間、順次実現に移していきたいと考えております。

会 長 ありがとうございます。それではまだ少し時間がありますので、せっかくの機会ですので、発言のない方もいらっしゃるので、全体を通しての皆さんのご意見を順番にお願いします。

委 員 福祉に関わる市役所の部署もそうですし、民間の事業所、法人もそうなんですけど、熱意だけではできないことはもちろんあって、計画性とか実行力とか動じないことってすごい必要なんですけど、そこに「思い」がないとできない分野だということは実感するんですね。それは行政マンにも言えることだと思うんです。やっぱり市役所の中であって、予算をとってくる、計画を立案して政策を実行していくというのは、願わくば熱い心をもって取り組んでくださることと、民間なりそれぞれが協力したときにことは動いていくのかなという感じがすごくしています。自分たちもやっぱり勉強しながら、特に委員として参加させてもらっているんで、自分の得意じゃない分野についてはもう少し勉強しないといけないなと思っております。

委 員 国は、今までなら施設に入所していたハンデを持っている人を、地域に帰しましょうという方向になってますよね。こういういいことは言われるけれども、地域に帰ってきて、本当に引き受けていけるのかというところが一番強く思っているところです。今地域の中で住んでいる人が、将来生活できないということで、入所施設やグループホームに行かれる方もいらっしゃいますが、国としてはあまり大きな施設をつくるのかそういうことは考えず、地域でと言われている中で、本当に地域の中でそれだけの受け皿、日中活動の場や夜の生活の場、そういうところが本当に充実できるような施策に、

審 議 経 過

国自体も、市にお金を降ろしてこないと、やれやれとばかり言っている、本当に実際にできないというところが一番大きい。というのは、先ほどおっしゃってましたが、これからいろんな事業をするにしても、行政が主になって物を建てて何かすることはしない、民間の事業者の方でお願いしますということをはっきりおっしゃっているということであればね、いかに事業者を動かしてやっていかないといけないかということに、これから地域で生活する者は本当にしんどい思いばかりするんじゃないかということは懸念しております。

だから、障がい者が地域で生活したいという反面、国はどこまで地域で生活できるかということ把握しているのかということ、地域のことはあまり考えてないんじゃないかということを感じます。

委員 直接障がいとは関係ないかもしれませんが、日ごろ悩んでいることがいくつあるんですが、一つは身寄りのない高齢者の独り暮らし。こういう方は、身元引受人になっていただく方がおらんわけです。そういう方をいったいどうしたらいいんでしょう。私どもは成年後見制度を利用したらということで、法人後見を受任してもらって、そういう方を見ていくということがいいんじゃないかと思うんです。ところが、その一人暮らしの身寄りのない人をどうやって発見するかということは至難の業なんです。わかりません。本当に親しくなるかなんかでないとできないんです。そういうことを今後どう対応していったらいいか。放っておいたら必ず孤独死します。そういう問題が一つ。

それから、障がいのあるお子さんを持つ親御さん。これも近親者、身寄りの少ない方のケースでは、自分が死んだあと子どもをどうしたらいいか。それも成年後見制度の任意後見制度でやったらどうかということ、なかなかうんと言ってくれる人は少ない。だからそういう啓発をどうしていくのかということですね。

委員 ピアサポーターというかたちで参加させていただいているので、そのへんでお話しますが、平成23年度から精神障がい者ピアサポーター養成事業というのがあって、そのピアサポーターというのは、川西市の中にもたくさん生まれているんです。しかし、いざ活動しようと思っても情報が入ってこないとか、実際にピアサポーターになられた方が就労してしまうと全くその情報が入ってこないというのが現状で、気持ちがあっても別れてしまうというか、一つにまとまらないのが現状で、すごく悲しく感じています。今、ほかの市でも川西市のピアサポーターがピアとして就労していただいている活動していますが、なかならず川西市の中では民生委員さんたちの協議会等でお話しさせていただくようなことも今のところなくて、その辺のところを市の方でつないでいただくことがもしもできたり情報共有ができれば、先ほどからいろんな方が質問されていたようなことも、少しはピアとして協力できるんじゃないかなと感じています。

あと、「居場所づくりへの支援」ということで、そういったことをしようとしている方への場所、現実にセルフヘルプグループとか、例えば月1回会合で集まろうとしたときに、川西市には費用がかかる場所しかありませんので あるかもしれませんが、

審 議 経 過

探し切れていませんので 現実に宝塚でやらせていただいたり、昨日も池田でやらせていただいたんですが、できましたらそういった無料で貸していただける場所がありましたら定期的を開催して集まることができますが、費用がかかるとなると、いざこの日に開催しますと告知しても人数が集まらなかったら、少なければ少ないほど個人にかかる負担が大きくなって開催できないでいますので、そういったところも検討していただけたらありがたいと思います。それは精神障がいだけじゃないと思いますので、ほかの障がいの方たちもセルフヘルプ等はあると思いますのでよろしくお願いします。

委員 私も障がいのある子がいるんですけど、地域で暮らしたいんですが、残念ながら、うちは甲子園の方に行ってるんですけど、やっぱり地域で暮らすということになるとやっぱりホームを建てるということに関してはお金がかかることだし、育成会にも100人近くいらっしゃるんですけど、その方の住居をどうしようかと。5年後10年後には切羽詰まった状況なので、市の補助金もなんですけど、やっぱり中に入ってもらような、県営住宅を紹介してくれるとか、そういういろんなサポートが欲しいなと常々思います。計画には一杯あるんですけど、実行できるようにできたらなと思います。

委員 私は保健師で、この計画の中で主に就学前のお子さんにかかわることが多い仕事です。就学前というと、妊娠期から、母子手帳交付からの出会いがありまして、その中にはお母さん自身が聴覚などの障がいを抱えている方と出会うこともありますし、検診等で発達障がいの早期発見につながることもありますので、そういった部分で、親御さんにとっては、なかなか子どもさんの特性に気づいていらっしゃらなかったりとか、普通に思いたいということでお会いすることが多くて、その方たちには時間をかけ、関係性も取りながら発達障がいの特性とかを受容できるようにということに関わることが多いかなと思います。

その中では、本当にさくら園の先生とかも一緒に相談に乗っていただいています。その中でいろんな療育施設を紹介していったりするんですけど、保護者の方はなかなか情報を集めるのすらも初めてなので、どこにこんな事業所があるとか、結局どこがいいんですかとか、うちの子にはどこがありますかとか直接聞いてこられる方もいらっしゃいますし、聞くことすらもわからないということもありますので、そのあたりで一人ひとりの状況に応じて、家族と子どもさんに合ったケアプランを立てていただけたらという場が出来てきていることはすごくありがたいと思っています。計画自体は全部読ませていただいて、結構まとまったものがあると、今はこういう状態だけど将来的にこういうサービスが受けられるんだとかこういう一つのものがあるのですごくいいなと思いました。また一人ひとりがそれをどのように活用していけるかというところはまた知った上でそれぞれの個々のケースに応じてやっぱり違うと思うので、また支援に活かしていきたいなと思いました。

委員 事務局への質問なんですけど、資料2のようにの国のからこういったことは計画に挙げるようにというようになっている部分も多々あると思うんですけど、45ペ

審 議 経 過

ージの「福祉施設通園費の助成」などは川西市さんが頑張っている部分だと思うんですが、こういうふうに川西市独自で頑張っている施策はどのくらい入っていて、どれがそうなのか教えていただければと思います。

事務局 川西市独自の部分としましては、今ご指摘のあった45ページの「福祉施設通園費の助成」ということで、障害福祉サービスの事業所や障害児通所支援の事業所に通っていらっしゃるご本人、あるいは介護がないと通えない方については、その介護される方の分も含めて交通費の実費を助成させていただいております。また、同じページの「高額障害者地域生活支援事業費の支給」も川西市独自の施策で、通常障害福祉サービスや障害児通所支援をお使いいただくと、原則1割負担ということになっていますが、大人の方についてはご本人と配偶者を合わせた所得、お子さんについてはご両親を含めた世帯の所得によって1か月の負担上限額が決まっております。この障害福祉サービスと障害児通所支援と両方利用されている方についてはそれぞれで負担上限額がありますが、両方の負担上限額をお支払いいただくのではなく、高い方の負担上限額以上はご負担いただく必要はないという、これは法律に基づいた制度になっております。この合算の範囲に、地域生活支援事業の自己負担分を合わせて、一番高い自己負担額を超えた部分については差額をお返しするという、この地域生活支援事業の自己負担分も合算して差額をお返しするという制度は川西市独自の制度となっております。

それから、58ページの「自主製品販売促進の支援」ですが、通称「みんなの店」と呼んでいますが、市内の障がい福祉の事業所で自主製品販売促進委員会という組織をつくっていただいております。市役所で週1回火曜日に、作業所でお作りになった製品の販売をしていただいておりますが、その販売のためにつくっていただいている団体なんです、ショッピングモールなどで販売イベントをされる時に、場所代がかかる場所もあるんですが、そういった場所を借り上げる際の費用を助成するという制度を設けております。

63ページの中ほど、「重度障害者等タクシー料金の助成」、「リフト付寝台タクシー料金の助成」ですが、他市でも実施しているところもありますが、これも法律に基づいたものではありませんので、各市の判断で実施している事業となっております。また、先ほどから話題になっておりますけど、66ページの「居場所づくりへの支援」に関する補助金も川西市独自のものだと考えております。

すべて網羅できていないかもしれませんが、主なものは以上です。

委員 資料3で新規事業として挙げていただいている「保育所等訪問支援の実施」ですが、平成24年の児童福祉法改正に伴って、通園施設の方にお越しいただくだけではなく、職員が自ら外にも出向いていきなさいという流れになり、障がいの種別なく地域のお子さんみなさんに通ってきていただけたらいいところがあれば、通いたくても通えないご家族さんもいらっしゃる中で、それぞれお子さんの所属されているところに出向いて療育支援を行うという事業になります。職員配置をしていただかないとなかなか進めにくい部分もありますので、その他の部分についてもご相談していきながら進めていき

審 議 経 過

たいなと思っております。また、実際に事業の開始になりましたら、各関係機関にもお知らせして、できるだけ多くの方に知っていただけるような努力をしていかないといけないと思っております。

前回の自立支援協議会でご報告がありましたが、川西さくら園は、平成27年4月から、小戸にあります建物の1階と2階を使わせていただいて、先ほどから相談支援の関係でお話に出ておりましたけれども、障がい児に関する相談支援につきましては、平成27年4月からは小戸の方の建物の中でさせていただきますので、また、転居されてこられたりとか、初めて子どもさんの障がいについて向き合われる時に、何をどこにどう相談していったらいいのかということについてご心配されてるご家族の支援を引き続き進めていきたいと思っております。相談支援に関しても、今年度にスタートさせていただいて、今、相談支援の担当者の人数もずいぶん増やしていただいて対応させていただいておりますので、行き届かない点もあるかと思いますが、またご相談事項がありましたらお声がけいただければ対応してきたいと思っております。

それとサポートファイルの活用につきましても、親御さんが毎日お子さんの側におられるご家族の方 主にお母さまが多いんですが、お母さまがご病気になった時に、お子さんの情報をご家族もなかなかご存じないという状況の中で、お子さんがどこの場所に行かれたとしても病院受診であったり、就労の時期になられたら、就労先に対しても、ご本人の情報がまとまったものがご家族の手もとにあれば、ご家族が困られる時にもそれを持たれて、おじいちゃま、おばあちゃま、あるいはお父さま、ご兄弟の方が相談支援に行くときにとても便利なツールになると思います。またサポートファイルについても市の方で出来上がった段階で、関係機関を含めてご紹介に伺うかと思っておりますので、ぜひ活用していただければと思います。

委員 みなさんが言われていましたように、日中活動の場ですね。今いろいろと計画を立てさせていただく上で、本当に不足しております。就労継続支援B型であるとか生活介護事業所は、利用者さんが選択することはもちろんできませんし、もうかなり枠もぎりぎりになってきています。来年の特別支援学校の卒業生の方ぐらいまではいけるかもしれないですけど、再来年になったら本当に受け皿がなくなってしまうような状況になっておりますので、そのあたり、市にもご協力いただきながら民間参入を促進できたらと考えております。そういったスピードのいる部分については急いで進めていければと思っております。

会長 全体を通して皆さんのご意見を承っております、結局、地域とは何かということ。地域での支え合いあるいは地域での取り組み。結局、地域とはコミュニティ、自治会、老人会、子供会などさまざまな団体と連携をより深めてということしかないと思います。それは国が求めている、あるいは我々が求めている共通点だと思います。行政の足りないところを我々の地域でカバーしていくということになるかと思っておりますのでよろしく願います。

審 議 経 過

本日皆さんからのさまざまなご意見は、また事務局の方で取りまとめていただいて、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で本日の協議事項は終わります。

事務局から今後の予定について報告させます。

- 事務局 長時間にわたり、多くのご意見をいただきありがとうございました。今後、計画を推進していく上で十分配慮して進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

本日ご協議いただいた計画素案については、明日26日(水)に開催を予定しています川西市障害者施策推進協議会で再度ご協議いただくこととなっております。本日皆さまから頂いたご意見をご報告させていただき、明日の協議会で素案として確定させたいと思っております。

その後、12月から1月にかけて、市議会の議員協議会、並びにパブリックコメントを実施し、議会や市民のご意見を頂く予定としております。議会やパブリックコメントで頂いたご意見の内容、及び、それを受けた計画案の修正内容については、改めて、本協議会でご報告させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

なお、次回の障がい者自立支援協議会は2月頃の開催を予定しています。日程が決まり次第、改めて文書でお知らせしますので、よろしくお願ひいたします。

- 会長 以上で、本日予定していた議事は、すべて終了しました。

これをもって平成26年度第1回川西市障がい者自立支援協議会を閉会いたします。

(閉会 午後3時30分)